

## 質問回答

2023年4月10日

「カメルーン国包括的 BDS 提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」  
(公示日:2023年3月29日/公示番号 22a00952) について、質問と回答は以下の通りです

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p. 22-23 第8条 報告書等 (1) 報告書等	「(1) 報告書等」の表に示す部数は「JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること」とありますが、これは製本する必要がありますか？ 製本する必要があるならば、上限金額に含まれていますか？ また、表では、「プロジェクト事業完了報告書を英文5部、仏文15部、CD-R3枚」と書いてある一方、表の下に「全ての報告書はPDF形式でのデータの納入とする」と書いてあり、計20部についても製本の必要はないという理解で宜しいでしょうか？ 製本の必要があるならば、CD-Rと合わせてその費用が上限金額に含まれていますか？	プロジェクト事業完了報告書(英文5部、仏文15部、CD-R3枚)のみ製本版の提出をお願いいたします。それ以外は、製本の必要はございません。CD-Rと合わせた製本費用が上限金額に含まれております。
2	p. 29-30 (4) 定額計上について	定額計上の表の1、2、6、7については、「金額に含まれる範囲」列の中に「参加者旅費(日当・宿泊費)等」と書かれていますが、航空	定額計上の表の1、2、6、7中に、航空賃も含まれます。4本邦研修のカメルーン-日本間の航空賃については、定額に含まれますので、本見積

		賃は含まれていないという理解で宜しいでしょうか？ また、その航空賃を別見積書（一般業務費）に含めるという理解で宜しいでしょうか？ なお、4の本邦研修のカメルーン - 日本間の航空賃は、本見積もりにも別見積もりにも計上の必要はないという理解でよろしいでしょうか？	及び別見積にも計上の必要はございません。
3	<p>p. 1 (3) 適用される契約約款</p> <p>p. 26 (2) 業務量目途と業務従事者構成案</p> <p>p. 30 (4) 定額計上について</p>	<p>企画競争説明書においては、適用される契約約款について、「なお、本邦研修（又は本邦招へい）に係る業務については、別途『技術研修等支援業務実施契約約款』を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（又は本邦招へい）に分けて積算してください」とあります。業務量目途については、「約 119.25 人月（現地：102 人月、国内 17.25 人月）、本邦研修に関する業務人月 1.25 人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）」とあります。また、定額計上について、該当箇所は準備に係る報酬以外で「直接経費と受入期間の業務人月（3号を想定）1.25 人月の報酬」とあります。『コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン』の「4. 経費の取扱い」（p.</p>	<p>●本邦研修の定額計上に含まれる経費内訳はご理解のとおりです。『コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン』の p. 11 の（1）報酬として、p. 3 の「3）実施業務」のうち、来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等の実施に要する国内業務人月分（1.25 人月）及び、（2）直接経費として、p. 11~16 に書かれている関連費用が含まれます。</p> <p>●『コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン』p. 3 の「3）実施業務」のうち、来日候補者の人選、来日日程・カリキュラムの作成、実施報告書の作成等については、業務量目途の「約 119.25 人月（現地：102 人月、国内 17.25 人月）」の中の現地 102 人月に含まれています。</p> <p>よって、本邦研修に関する 1.25 人月は、プロポ</p>

11)においては、「研修員／被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません」と書いてあり、その脚注 13 においては「個別案件の事情により、これら（直接）経費を契約に含めることがあります。その場合は、適宜経費項目を追加することとします」とあります。

本案件の場合は、定額計上 7,200, 000 円に航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等は含めない一方、含める費用としては、上記ガイドラインの p. 3 の「3）実施業務」と p. 11~16 に書かれている関連費用と、本邦研修に関する業務人月 1.25 人月のみという理解で宜しいですか？ その 1.25 人月につきましては、プロポーザル作成の時点で要員計画と本見積書から切り離し（つまり、本見積書の上限金額内の人月を国内 16 人月にし）、定額計上として考え、契約交渉の時点でそれを本邦研修の別契約の見積書に含めるという理解で宜しいですか？ また、受注者ないし

一ザル作成の時点で要員計画と本見積書から切り離し（つまり、本見積書の上限金額内の人月を国内 16 人月にし）、定額計上として考え、契約交渉の時点でそれを本邦研修の別契約の見積書に含めるという理解で問題ありません。

●受注者ないし外部講師の同行者等旅費（1 日 100 kmを超えた場合の交通費・日当）は定額計上に含まれており、受注者は 2 名、外部講師は 2 名を想定しています。

		外部講師の同行者等旅費（1日100kmを超えた場合の交通費・日当）は定額計上に含まれているという理解ですが、何人まで含まれていますか？	
4	p. 29 (3) 別見積について（評価対象外）	別見積について、「以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください」とあり、「2）旅費（その他：戦争特約保険料）」が含まれていますが、カメルーンは戦争特約保険対象外であり、現時点で危険度が高いという3州については渡航が認められないため、戦争特約保険料を別見積に含めなくていいという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通り、戦争特約保険料を別見積に含める必要はございません。
5	p. 21 注釈 19 p. 30 (4) 定額計上について	p.21の注釈19には、「3-2,3-3,3-4,3-5,3-6については、まとめて『質の高いカイゼン／BDSの提供を強化するための促進活動』に関する定額計上とし、定額計上内でそれぞれの活動に必要な回数、内容、プロセス、方法、についてプロポーザルにて提案すること」とありますが、p.30の定額計上の5番の「該当箇所」列に「3-3,3-4,3-5,3-6」としか書いておらず、3-2に係る費用も定額計上に積まれているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り、3-2についても定額計上に含まれております。

以上